

長崎県立高等学校授業料等の減免等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、県立高等学校等条例（昭和39年条例第48号以下「条例」という。）第3条第6項ただし書及び第5条の規定に基づき、高等学校授業料等の減免等に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免)

第2条 条例第5条に規定する授業料等の減免は、生徒が次の各号の一に該当し、適当と認められるときに行う。

- (1) 生徒の保護者が生活保護法に規定する生活扶助を受けているとき。
- (2) 生徒の保護者が地方税法の規定により市町村民税が非課税とされ生活が著しく困窮し、授業料等の納入に支障を生じたとき。
- (3) 生徒の保護者が火災又は天災等により災害を受け生活が著しく困窮し、授業料等の納入に支障を生じたとき。
- (4) 高等学校を卒業又は修了していない者のうち、高等学校に在学した期間が通算して36月（定時制課程及び通信制課程においては48月）を超え、かつ学び直し支援金補助金の支給を受けることのできない者が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。以下「施行令」という。）第1条第2項に定める者に該当しないとき。
- (5) 高等学校を卒業又は修了していない者のうち、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。）第7条第3項及び第4項に定める合算することができない単位数を履修する者のうち、施行令第1条第2項に定める者に該当しないとき。
- (6) その他教育長が特に必要があると認めるとき。

2 減免する授業料等の額は、条例第3条第1項の規定により納付すべき額のうち次のとおりとする。

- (1) 前項第1号、第2号、第3号及び第4号は、全額免除とする。
- (2) 前項第5号は、施行規則第7条第3項及び第4項に定める合算することができない単位数に係る授業料等について、全額免除とする。
- (3) 前項第6号は、全額又は半額免除とする。

3 高等学校等就学支援金及び学び直し支援金補助金の支給により、授業料等の債権の弁済に充てる額については免除しない。

4 授業料を減免する生徒の数は、予算の範囲内で定める。

(手数料の免除)

第3条 条例第5条に規定する手数料の免除は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 在学する生徒から証明書等の発行を求められたとき。
- (2) 国及び地方公共団体の機関から在學生又は卒業生の証明書等の発行を求められたとき。

- (3) 長崎県立高等学校入学志願者の第二志願に係る高等学校入学選抜手数料
- (4) 長崎県立高等学校の再募集に係る入学志願者がすでに高等学校入学選抜手数料を納入しているとき。
- (5) 長崎県立高等学校の推薦入学の選考にもれた者で、改めて入学者選抜学力検査を受検するとき。
- (6) その他教育長が特に必要があると認めるとき。

(授業料等の還付)

第 4 条 条例第 3 条第 6 項ただし書に規定する授業料等の還付は、次の各号の一に該当するときに行う。

- (1) 過誤納の事実が判明したとき。
- (2) 授業料を減免された生徒が当該授業料をすでに納入していたとき。
- (3) その他教育長が特に必要があると認めるとき。

(授業料減免の手続)

第 5 条 第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号の規定により授業料の減免を受けようとする生徒は、次に掲げる書類を校長へ提出しなければならない。

- (1) 授業料減免申請書（様式第 2 号その 1）
- (2) 第 2 条第 1 項各号に該当することを証明する市町村長等の証明書
- (3) その他教育長が必要と認める書類

2 第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の規定により授業料の減免を受けようとする生徒は、次に掲げる書類を校長へ提出しなければならない。

- (1) 授業料減免申請書（様式第 2 号その 2）
- (2) 施行令第 1 条第 2 項に定める者に該当しないことを証明する市町村長等の証明書

- (3) その他教育長が必要と認める書類

3 校長は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、必要な事項を調査し、第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当する場合は、授業料減免推薦調書（様式第 1 号）を添え教育長に提出しなければならない。

(授業料減免の決定)

第 6 条 前条の申請があった場合において、第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当するときは、教育長が決定し、校長を通じて当該生徒に通知するものとする。

2 第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号に該当する場合は、校長が決定し、当該生徒に通知するものとする。

3 校長は、前項の決定をしたときは、授業料減免決定報告書（様式第 3 号）により、教育長にすみやかに報告するものとする。

(授業料減免の期間)

第 7 条 授業料を減免する期間は、授業料減免申請書を受理した月から当該年度の最終月までとする。ただし、教育長が必要と認める場合はこの限りではない。なお、減免の条件を具備しなくなった場合は、その月までとする。

(授業料減免の取消し)

第 8 条 授業料を減免された生徒が、その減免の条件を具備しなくなった場合は、すみやかに授業料減免辞退届(様式第 4 号)を校長に提出しなければならない。

2 校長は前項の提出を受けたときは、授業料減免期間変更届(様式第 5 号)により、教育長にすみやかに報告するものとする。

3 授業料を減免された生徒で、申請に虚偽があったときは、減免の決定を取り消すものとする。

第 9 条 この要領に定めるもののほか、授業料等の減免について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この改正要領は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要領は、平成27年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正要領は、平成30年 7 月 1 日から適用する。